

品川区D X推進戦略会議設置要綱

制定 令和4年5月19日 区長決定 要綱第164号

改定 令和6年4月1日 部長決定 要綱第137号

改定 令和8年4月1日 区長決定 要綱第112号

(設置)

第1条 品川区D X推進基本方針に基づき、全庁横断的かつ戦略的なD Xの推進に向けて、戦略方針に係る事項を審議するため、品川区D X推進戦略会議（以下「D X推進戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 D X推進戦略会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) D X推進の戦略方針全般に関する事項
- (2) その他、座長が必要と認める事項

(組織)

第3条 D X推進戦略会議は、次の各号に定める座長、副座長および委員により構成する。

- (1) 座長は、区長をもって充て、D X推進戦略会議を招集し、会議を主催する。
- (2) 副座長は、副区長および教育長をもって充て、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 委員は、C I O（企画経営部D X戦略担当部長）、部長（会計管理者、教育委員会事務局教育次長を含む。）、担当部長、企画経営部デジタル推進課長、企画経営部D X戦略担当課長をもって構成する。

2 前項に定める者のほか、座長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、または必要な書類を提出させることができる。

(庶務)

第4条 D X推進戦略会議の庶務は、企画経営部デジタル推進課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。